利用者登録について

〇利用者登録の方法（新規登録）

　　各施設の窓口に、利用者登録申請書をご提出ください。確認書類等の確認後、利用者登録番号とパスワードを発行します。

・利用者登録番号は、個人は１人に１つ、団体は１団体あたり１つのみ発行します。

・１つの利用者登録番号で、市内33か所の区民センターなど（区役所附設会館）の予約申込みなどが可能です。

・確認書類について（写しも可）

個人の場合…申請者の本人確認書類（免許証、健康保険証、パスポート、マイナンバーカードなど）

団体の場合…申請者の本人確認書類（免許証、健康保険証、パスポート、マイナンバーカードなど）と以下のいずれか

代表者の本人確認書類

　　　　　　　　　または

　　　　　　　　社員証、法人ＨＰの会社概要等を印刷したもの、団体規約、定款など

〇利用者登録情報の変更

団体名（氏名）、代表者、所在地（住所）、電話番号等に変更があった場合は、施設窓口に利用者登録情報の変更の届出をしてください。その際、変更後の内容について確認できる確認書類の提示をお願いします。（新規登録における確認書類を参考にしてください。）

〇利用者登録号、パスワードがわからなくなった場合

利用者登録番号がわからなくなった場合は、利用者登録の際にご提示いただいた確認書類をお持ちのうえ、施設の窓口にお越しください。

パスワードがわからなくなった場合は、システムトップページからパスワードリセットが可能です。新たに仮パスワードを発行し、登録済みのメールアドレスに送付します。